

広島市観光レンタサイクル事業公募型プロポーザル実施要領

平成26年8月
広島市道路交通局

<目次>

1	事業の目的	1
2	事業の概要	1
(1)	実施エリア	1
(2)	供用開始	1
(3)	事業期間	1
(4)	委託料	1
3	提案にあたっての基本的事項	2
(1)	自転車レンタルシステムの構築及び機器等設置	2
(2)	レンタサイクルの管理運営	3
4	提案項目	4
(1)	事業実施方針	4
(2)	サイクルポート・自転車台数等	4
(3)	サイクルポート・自転車の仕様	4
(4)	運営システム	4
(5)	運営方法	4
(6)	自転車の再配置	4
(7)	防犯、盗難対策	4
(8)	料金体系・収受方法	5
(9)	広報・周知活動等	5
(10)	自由提案	5
(11)	収支計画	5
5	事業実施にあたっての基本的事項	5
6	その他特記事項	6
7	プロポーザル参加資格	6
8	実施要領等の交付方法	6
9	質問の受付と回答	7
10	申請書の提出	7
(1)	提出期間	7
(2)	提出場所	7
(3)	提出方法	7
11	提出書類及び提出部数等	7

12	プレゼンテーション	9
13	審査及び特定方法等	9
(1)	審査方法	9
(2)	委員会の構成	9
(3)	受託候補者特定基準	9
(4)	受託候補者の特定	9
(5)	審査対象からの除外	10
(6)	特定結果の通知及び公表	10
14	契約の締結	10
15	その他	10
16	スケジュール	10
17	応募先及び問い合わせ先	11

別紙1 個人情報取扱特記事項

別紙2 受託候補者特定基準

別図1 本市候補地位置図

提出書類一覧

- ・ 様式1 広島市観光レンタサイクル事業応募申請書
- ・ 様式1-1 共同事業者の業務・責任分担
- ・ 様式2 法人の概要
- ・ 様式3 役員名簿
- ・ 様式4 類似業務実績
- ・ 様式5 事業提案書(5-1~5-11)
- ・ 様式6 質問書
- ・ 様式7 取下願

広島市観光レンタサイクル事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

自転車は、短距離移動に手軽で便利なだけでなく、環境にやさしい交通手段として多くの市民に利用されており、都市内交通の一翼を担う乗り物としてその役割がますます重要になっている。このため、本市では、平成25年6月に「広島市自転車都市づくり推進計画」を策定し、歩行者の安全確保を図りつつ、自転車が通勤、通学、買物、観光など様々な場面でより一層活用されるよう、環境整備を総合的に推進することとしている。

本事業は、この計画に基づき、国内外の観光客等の来訪者が観光施設等を快適に巡ることができ、自転車レンタルシステムを導入することで、自転車を活用した観光振興や地域の活性化を図るものである。

2 事業の概要

事業者は、主要交通結節点や観光施設などに自転車や駐輪機器、端末機等（以下「サイクルポート」という。）を設置・運営する自転車レンタルシステムを構築し、国内外の観光客等の来訪者や市民等、一般の利用に供する観光レンタサイクル事業を実施する。

(1) 実施エリア

広島市中心部

（広島駅周辺、平和記念公園周辺、比治山公園周辺、広島城周辺、紙屋町・八丁堀地区等）

(2) 供用開始

平成26年度内に供用開始できるよう提案すること。供用日等については、本市と事業者が協議の上決定する。

(3) 事業期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(4) 委託料

各年度の委託料の支払限度額は下表のとおりである。なお、事業者の提案により委託料を決定する。

支払限度額 62,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

内 訳	支払限度額
平成26年度	20,000千円
平成27年度	18,000千円
平成28年度	14,000千円
平成29年度	10,000千円

3 提案にあたっての基本的事項

(1) 自転車レンタルシステムの構築及び機器等設置

① サイクルポート・自転車

ア 実施エリア内に6～10か所程度のサイクルポートの設置を提案すること。

本市が事前に調整したサイクルポート候補地（以下「本市候補地」という。）は表1のとおりであるが、サイクルポートの設置を確約するものではなく、また、必ず設置を求めるものでもない。具体的な設置場所や仕様等については、事業者決定後に施設管理者等との詳細協議において決定する。

〔表1〕本市候補地

地域		施設名称	場所	設置者	備考
1	広島駅周辺	①広島駅北口第一駐輪場	東区若草町	広島市	※1 位置図等は別図1のとおり。 ※2 借地料の費用負担は生じない。 ※3 施設管理者の都合等により、サイクルポートの休止、移設等を指示する場合がある。
		②広島駅南口第三駐輪場	南区松原町		
2	平和記念公園	③平和記念公園レストハウス横	中区中島町	広島市	
		④広島平和記念資料館前駐輪場			
3	比治山公園	⑤現代美術館前	南区比治山公園	広島市	
4	中央公園（広島城）	⑥広島城二の丸前	中区基町	広島市	

（注1）平和記念公園、比治山公園又は中央公園（広島城）にサイクルポートを設置する場合、本市において、法令等（文化財保護法、都市公園法、原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱）に基づく手続きを行う。事業者は、手続き等に必要となる書類作成等に協力すること。

（注2）平和記念公園レストハウスは平成28年度を目途に改修工事に着手する予定であることから、「③平和記念公園レストハウス横」にサイクルポートを設置する場合、当該改修工事前に事業者の負担でサイクルポートを撤去する必要がある。

（注3）サイクルポートの設置は、大規模な掘削等を必要とせず、簡易に設置できるものとする。サイクルポートに電源等が必要な場合は、電力会社等と協議を行うこと。これらはすべて事業者が行うものとする。

イ 事業者が設置するサイクルポートは、土地所有者等との協議調整を行った上で自主的に確保し、本市と事業者が協議の上決定する。

ウ サイクルポートの設置場所は、観光客等の来訪者の利用しやすさ（観光施設や宿泊施設など）を考慮して提案すること。

エ 事業者は、事業開始後、利用状況や利用者ニーズを把握した上で、平成27年度中（予定）にサイクルポート数を拡大すること。また、拡大する規模について提案すること。

オ 自転車台数は100台程度とし、各サイクルポートに適切に配置すること。

カ サイクルポートや自転車のデザイン、色彩は周囲の景観と調和のとれたものとする。こと。
キ 自転車は、幅広い世代層が利用可能となるよう、対応身長が幅広く、サドル高さの調整が可能で、誰もが利用しやすいものとする。こと。また、操作性、安全性、耐久性に優れたものとし、防犯登録を行うこと。

② 運営システム

ア システム形式

有人・無人（併用も可）を問わない。

イ 利用者登録方法

サイクルポート、それ以外の登録窓口、インターネット等様々な方法で登録を可能とすること。ITを活用し、複雑な操作を必要とせず、簡易で利便性の高い方法とすること。また、外国人の利用登録に対応できるものとする。こと。

ウ 個人認証方法

盗難防止などの観点から、利用者の個人認証の方法について提案すること。

エ 利用方法

どのサイクルポートでも貸出・返却が可能なシステムとすること。また、複雑な操作を必要とせず、簡便なものとする。こと。

オ 管理システム

利用状況、自転車の配置状況等が随時把握できる管理用システムを構築すること。

(2) レンタサイクルの管理運営

① 利用時間

8時30分から21時（年中無休）を基本とし、利用者の利便性及びサポート体制を考慮した利用時間を提案すること。なお、利用時間は本市と事業者が協議の上決定する。

② 管理運営方法

事業の運営にあたっては、運営組織を設け、事業者の責任において事故・トラブル対応を適切、かつ、迅速に行える体制を構築すること。また、コールセンター等を設置するなど、利用時間外においても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡及び対応可能な体制を構築すること。さらに、各サイクルポートを巡回し、サイクルポート及び自転車のメンテナンスを適宜、適切に行うこと。

③ 自転車の再配置

配置した自転車に偏りが生じた場合、配置台数を適正にするため、適宜、台数調整を行うこと。貸出用の自転車がなくなる事態や、満車時に返却できない事態が発生しないよう、運営上の工夫を行うこと。

④ 防犯、盗難対策

夜間及び災害時の保安体制を整え、適切に対策すること。

⑤ 料金体系

観光客等の来訪者が利用しやすい料金体系（長時間の利用を可能とする1日利用や半日利用）のほか、市民等を対象とした定期利用や一時利用の料金体系など、複数の料金体系の設

定を提案すること。なお、料金体系は、本市と事業者が協議の上決定する。

⑥ 料金收受方法

クレジットカードによる料金決済のほか、現金決済、電子マネー等、様々な決済方法に対応したものを提案すること。

⑦ 広報・周知活動

ア 市民、観光客等に対し、サービスの普及・利用促進に向けた積極的な広報・周知活動を実施すること。また、そのためのチラシ、自転車周遊マップ等（日本語版・英語版）及び専用のホームページを作成すること。自転車周遊マップについては、都心部の観光情報、自転車ルート等もあわせて記載すること。

イ 定期的に専用のホームページを更新すること。

ウ チラシ、自転車周遊マップ等の内容や作成部数については、本市と事業者が協議の上決定する。

エ 誘客促進策（旅行事業者や交通事業者等との連携、観光PR、キャンペーン活動など）を提案すること。

4 提案項目

申請者は、前記3提案にあたっての基本的事項を踏まえ、以下の項目について、各様式により提案すること。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載すること。

(1) 事業実施方針（様式5-1）

観光振興・地域活性化の観点から、事業の実施方針を記載すること。

(2) サイクルポート・自転車台数等（様式5-2）

事業開始時におけるサイクルポート及び自転車配置台数、提案したサイクルポートの場所についての選定理由及び、事業の拡大規模を記載すること。

(3) サイクルポート・自転車の仕様（様式5-3）

サイクルポート、自転車の仕様について図面や写真等を用いて具体的に記載すること。

(4) 運営システム（様式5-4）

サイクルポート及びそれ以外での登録、個人認証方法のフロー図、外国人利用者への対応方法及び、自転車の貸出・返却フロー図を具体的に記載すること。

(5) 運営方法（様式5-5）

事業の運営時間、運営体制、緊急時の対応及びサイクルポート・自転車のメンテナンスについて、具体的に記載すること。

(6) 自転車の再配置（様式5-6）

自転車の再配置方法及び、自転車の貸出・返却ができない状態での対応について記載すること。

(7) 防犯、盗難対策（様式5-7）

防犯、盗難対策について具体的に記載すること。

(8) 料金体系・収受方法（様式 5-8）

利用料金について、設定の考え方も含め、料金プランの種類ごとに記載するとともに、可能な料金収受方法（クレジットカード、現金等）を具体的に記載すること。

(9) 広報・周知活動等（様式 5-9）

広報・周知活動及び効果的な誘客促進策を具体的に記載すること。

(10) 自由提案（様式 5-10）

自転車利用者へのルール遵守・マナー向上のための啓発活動など独自の取組提案がある場合は具体的に記載すること。

(11) 収支計画（様式 5-11）

収支計画を作成し、支払限度額の範囲内で各年度における必要な委託料を提案すること。なお、支払限度額を上回る提案をされた場合は、選定の対象外とする。

5 事業実施にあたっての基本的事項

(1) 本事業において事業者の負担で構築した自転車レンタルシステム、自転車・機器等の財産は事業者の帰属とする。

(2) 利用料金で得られた収入は、すべて事業者の収入とする。

(3) 事業者は、本市の承認を得て、採算性向上のため当該事業に付帯する事業（以下「付帯事業」という。）を実施できるものとする（付帯事業の収入は、事業者の収入とする。）。

ただし、広告事業を行う場合には、広島市屋外広告物条例、広島市屋外広告物条例施行規則等に基づき、本市関係課と個別に協議を行い、許可を得ること。また、広告は、自転車の車体にのみ掲示可とする。

（注 4）原爆ドームや平和記念公園周辺にサイクルポートを設置する場合、原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱に基づく届出が必要となる場合がある。

(4) 事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を得た場合は、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせことができる。

(5) 事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(6) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。

(7) 事業者は、利用者の怪我等に対する補償や、損害賠償事故（対人・対物）の補償のため、保険に加入すること。

(8) 事業者は、個人情報について、**別紙 1**「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(9) 事業の利用状況（登録者数・利用者数・利用回数）、利用者の移動データ、収支状況等を定期的に市に報告すること。

(10) 事業期間満了時は、事業者が自らの費用負担において本市候補地に設置したサイクルポートを撤去し原状回復すること。

(11) 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者の負担とする。

6 その他特記事項

- (1) 事業開始にあたっては、オープニングセレモニーを開催すること。詳細は、本市と事業者が協議の上決定する。
- (2) 当該事業の名称は、事業者決定後、本市と事業者が協議の上決定する。また、ロゴ等については、事業者が作成し、本市の承認を得ること。
- (3) 当該事業の履行により作成された印刷物の著作権は本市に帰属するものとする。
- (4) 当該事業の履行にあたり生じたもの、印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム、キャラクター等については、本市に著作権を譲渡するものとし、本市が請求をしたときは、本市が指定する方法で引き渡さなければならない。

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下に示す条件のすべてを満たす、法人格を有する団体又はその連合体とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (3) 営業停止又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
 - (4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (注5) 複数の企業の連合体で申請する場合は、代表事業者を定めること。連合体の構成者は、本事業に申請する他の連合体の構成員となり、又は、単独でこの募集に申請することはできない。

8 実施要領等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から平成26年9月2日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（後記17参照）

※実施要領等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「平成26年度案件」）

9 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

実施要領等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

公示日から平成26年9月8日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

所定の質問書（様式6）により、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、平成26年9月16日（火）（予定）までに、広島市ホームページに掲載する。

10 申請書の提出

(1) 提出期間

平成26年9月24日（水）から平成26年10月2日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（後記17参照）

(3) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

11 提出書類及び提出部数等

(1) 提出書類

提出書類は表2のとおりとする。

提出部数は、正本1部、写し7部の合計8部を提出すること。写しはカラーコピーとするなど、正本と同様の判断ができるものとする。

提出された書類は、市内部関係課で構成する「観光レンタサイクル事業プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）での審査資料となるので、申請書類にページ番号を入れるとともに、表2の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、分かりやすく整理した上で、1部ごとにA4の紙ファイル等に綴って提出すること。

〔表2〕提出書類一覧

	提出書類	注意事項	様式
①	応募申請書	複数の企業の連合体で申請する場合は、構成メンバー全員についても必要事項を記入すること。	様式1
	共同事業者の業務・責任分担	複数の企業の連合体で申請する場合は、必要事項を記入すること。	様式1-1
②	法人の概要	必要事項を記入すること。 経営規模など法人の概要が分かるものを添付すること。	様式2
③	定款又は寄付行為、規約 その他これらに類する書類	最新のもの	任意
④	役員名簿	代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入すること。	様式3
⑤	法人の登記事項証明書	3ヶ月以内に発行されたもの。	原本
⑥	印鑑証明書	3ヶ月以内に発行されたもの。	原本
⑦	財務書類	最近3事業年度における法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし、e-taxの場合は受信通知などが確認できること）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合はその監査報告書	任意
⑧	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）	原本
⑨	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）	原本
⑩	類似業務実績	必要事項を記入すること。	様式4
⑪	事業提案概要書	提案する事業内容等の概要版を作成すること。（A3-1枚）	任意
⑫	事業提案書	様式5-1～5-11の項目ごとに必要事項を記入すること。	様式5
⑬	質問書	質問事項がある場合、本書式による書面においてのみ取り扱う。	様式6
⑭	取下願	提出した申請書を取り下げの場合は、速やかに提出すること。	様式7

(2) 留意事項

- ① 提案は、1者につき1件とする。
- ② 書類はA4版で作成すること。(ただし、事業提案概要書はA3版で作成)
- ③ 提出した申請書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式7)を提出すること。また、申請書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも「取下願」(様式7)を提出すること。
- ④ 提出された書類の内容は提出後には変更できない。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。
- ⑥ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑦ 本市が必要と認める場合、申請書の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施することがある。
- ⑧ 提出された申請書は、本プロポーザル以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

12 プレゼンテーション

提出された申請書について、申請者によるプレゼンテーションを行うことを予定している。

プレゼンテーションは1団体あたり30分程度(説明20分、質疑10分)を予定している。参加人数は3名までとし、プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。プレゼンテーションの実施日時は申請者に別途通知する。

13 審査及び特定方法等

(1) 審査方法

委員会において審査する。

審査は、書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより実施する。

(2) 委員会の構成

委員会は、次の職にある者で構成する。

委員長 道路交通局次長

委員 経済観光局観光政策部観光企画担当課長、都市整備局緑化推進部緑政課長、道路交通局道路交通企画課長、道路交通局自転車都市づくり推進課長、南区建設部維持管理課長

(3) 受託候補者特定基準

申請書及びプレゼンテーションにより、本市で定めた受託候補者特定基準(別紙2)に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

(4) 受託候補者の特定

委員会での審査及び評価の結果、得点の総計が最も高い申請書を提出した者を第1順位受託候補者として特定する。上位者の点数が同点となった場合は、委員の多数決によって決定する。

ただし、最高得点者の総計点数が540点（総計点数1080点満点）に満たない場合は不調とする。

(5) 審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- ③ 申請日以後において実施要領に掲げる参加資格を満たさなくなった場合
- ④ その他不正行為があった場合

(6) 特定結果の通知及び公表

特定結果は、申請者に対して審査終了後、書面にて通知する。また、特定結果を広島市ホームページへの掲載により公表する。

14 契約の締結

本市は、第1順位受託候補者と当該事業について詳細な項目について協議を行い、協議成立後、特命随意契約を締結する。第1順位受託候補者との協議が成立しない場合には、次点者と順次協議を行う。なお、これらの者が実施要領に掲げる参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しない。

15 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書類の作成、その他本プロポーザルの申請に要する一切の経費は、申請者の負担とする。
- (3) 契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 参加資格を有しない者及び申請書提出に関する条件に違反した者が提出した申請書は無効とする。
- (5) 委員会の委員に対し、本プロポーザルについての接触を禁止する。

16 スケジュール

実施要領等の配布期間	平成26年8月22日（金）～9月 2日（火）
質問の受付期間	平成26年8月22日（金）～9月 8日（月）
質問への回答	平成26年9月16日（火）まで
申請書類の提出期間	平成26年9月24日（水）～10月2日（木）
委員会による審査	平成26年10月中旬
受託候補者の決定通知	平成26年10月下旬
契約締結	平成26年11月上旬

17 応募先及び問い合わせ先

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 担当：池野

〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目6番34号（市役所本庁舎8階）

Tel：082-504-2349 FAX：082-504-2379

Eメール：jitensha@city.hiroshima.lg.jp